

社会福祉法人改革について

～厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長 岩井勝弘氏による行政報告～

2015.10.14 遠藤清賢

全国保育組織正副会長緊急会議が東京の全保協「灘尾ホール」に於いて行われました。現在この法案は継続審議となっていますが、この社会福祉法人改革についてその趣旨と内容が担当課長より説明されました。改革案の内容はすでに明らかになっていますので、今回は厚生労働省がこの法案に対してどのような考えを持っているのかを私なりにまとめました。

この法案は社会福祉法人に対して将来的に課税対象とするための改革ではないかとの憶測がなされていますが、これに関してはそうではなく絶対に課税対象にしないための改革であることが明確に話されました。「社会福祉法人の格付けは日本の中に存在する全ての法人の中で最上位であり、その証が無税になっていることである。これは社会福祉法人の働きが社会の中で非常に重要な働きを担ってきたからであり、今後もその働きに大きな期待が持たれているからである。」ということから話が始まりました。

ある社会福祉法人理事長からは、このような改革を行うのなら課税されても良いという意見もあるそうですが、本来の社会福祉法人の働きを維持し、その働きを守るためには現在の税制の優遇措置を変える意思はないと考えています。ただし、現状の社会福祉法人は創成期の社会弱者の救済のためにという尊い創立の意識が薄れていることが大きな課題として捉えられています。当時の困難な状況下で社会福祉を立ち上げた先人たちの意志をさらに現状の中で思い起こし、さらなる社会救済のために起業して頂きたいということが担当課長より話されました。

社会福祉法人に対して多くの国庫資金が配分され、その働きが守られています。その働きはNPO法人、株式会社、等の働きと比較し内容は殆ど同等です。また一部の社会福祉法人が利益獲得を優先しそのために社会福祉のはたらしから逸脱した利己的な働きを行い、大きな社会問題を起こしてしまったこともあります。この現状に一部の国会議員から社会福祉法人の存在に対して厳しい意見が述べられています。しかし、厚生労働省は社会福祉法人を無くするというのではなく、日本の国にとって憲法順守の立場から基本的人権を守るために社会福祉法人の働きをさらに強固にしなければならないと考えているとのことでした。

そのために今回の社会福祉法人改革案を策定し提出したというのが厚生労働省の担当課長の説明でした。課長の話の中で、強く語られたことは、社会福祉の本来の働きに立ち返りそれぞれの働きを見直して頂きたいということが篤く語られています。現状の働きをさらに強固にし、いまの働き意外に必要な働きがあるのではないのか、人のために、また社会の救済のために求められる社会福祉法人としての働きを探し出して欲しい、そのために課税をなくし、その尊い働きを守り続けることが厚生労働省の努めであるということ強く語っています。